

球磨村空き家バンク仲介業者募集要領

(目的)

第1条 球磨村空き家バンク制度設置要綱(平成28年告示第2号)第12条の規定に基づき、空き家バンク登録者(所有者等)と空き家の利用を希望する者の仲介を行う宅地建物取引業者を募集し、空き家等の利活用による移住定住を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)における免許を受けている事業者をいう。

(2) 仲介 空き家等の物件の確認、契約に関する連絡調整、契約をいう。

(登録要件)

第3条 仲介業者として登録できる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 宅地建物取引業者であり、かつ誠意をもって仲介を履行する者であること。

(2) 国税及び地方税を完納していること。

(3) 球磨村暴力団排除条例(平成23年12月16日条例第11号)第2条第2号の規定に該当しない者であること。

(登録申し込み)

第4条 空き家バンクにおける仲介を行おうとする仲介業者は、球磨村空き家バンク仲介業者登録申込書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により申し込みがあった場合、その内容を審査し、適正と認められるときは、空き家バンク仲介業者として登録するものとする。

3 村長は、前項の規定により登録したときは、球磨村空き家バンク仲介業者登録完了(不可)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 前条により登録された仲介業者(以下「登録業者」という。)について、登録事項に変更があったときは、登録業者は球磨村空き家バンク仲介業者登録変更届出書(様式第3号)により、村長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 登録業者は、空き家バンク仲介業者の登録を取り消したいときは、球磨村空き家バンク仲介業者登録取消届出書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、第4条第2項の規定による登録について次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、空き家バンク仲介業者登録取消通知書（様式第5号）により当該登録業者に通知するものとする。

(1) 前条に規定する空き家バンク仲介業者登録取消届出書の提出があったとき。

(2) 登録の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(4) 村長が登録業者として不適格と判断したとき。

(協定)

第7条 村長は、第4条第2項の規定により、空き家バンク仲介業者として登録するときは、当該仲介業者と空き家等の仲介に係る協定を締結するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年3月7日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所

事業者名

印

代表者名

球磨村空き家バンク仲介業者登録申込書

球磨村空き家バンクの仲介業者として登録したいので、下記のとおり申し込みます。

記

宅地建物取引業者 免許証番号	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
HPアドレス	
備 考	

※添付書類

- 1 宅地建物取引業者免許証の写し
- 2 国税及び地方税を完納していることを証明する書類

様式第2号（第4条関係）

球企第 号
年 月 日

様

球磨村長

球磨村空き家バンク登録完了（不可）通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、球磨村
空き家バンク仲介業者募集要領第4条第3項の規定により、下記のとおり登録
したことを通知します。

記

（登録番号） 第 号

（登録日） 年 月 日

以下のとおり登録を不可としました。

（不可の理由）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

球磨村長 様

（申請者）

印

球磨村空き家バンク仲介業者登録変更届出書

仲介業者の登録内容について変更があったので、球磨村空き家バンク仲介業者募集要領第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

（登録番号） 第 号

（変更内容）

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

球磨村長 様

（申請者）

印

球磨村空き家バンク仲介業者登録取消届出書

仲介業者の登録を取り消したいので、球磨村空き家バンク仲介業者募集要領第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

（登録番号） 第 号

（取消理由）

様式第5号（第6条関係）

球企第 号
年 月 日

様

球磨村長

球磨村空き家バンク仲介業者登録取消通知書

球磨村空き家バンク仲介業者募集要領第6条第2項の規定により、下記のとおり空き家バンクの利用登録を取り消したので通知します。

記

(登録番号) 第 号

(取消日) 年 月 日

(取消理由)